

外国人雇用対策の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

近年、我が国における外国人労働者の数は急激に増加し、この10年間で約3倍となった。この間、産業構造も絶えず変化しており、国内では、様々な分野で、多様な技能を有する外国人労働者が活躍している。

こうした中で、平成31年には、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお深刻な人手不足である分野に労働者を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、令和6年6月には、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする育成就労制度が創設するための法律が成立した。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、我が国で共に働き、共に生きる存在として、外国人を受入れるための環境整備が政府全体で進められている。

このように、複雑化する社会経済情勢の中にあっては、学識経験者や労使の代表による意見を聞きながら、雇用情勢の変化に応じた適時・的確かつ柔軟な外国人雇用対策を実施していくことが求められている。

このため、本検討会は、我が国の労働市場の動向や、その中における外国人雇用の状況を確認しつつ、外国人雇用の在り方とその対応策について、具体的な方向性を議論することを目的として開催するものである。

2. 検討事項

当面の主な検討事項は、別紙1のとおりとする。

3. 構成員

構成員は、別紙2のとおりとする。

4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省職業安定局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。

- (6) 本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課において行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省職業安定局長と協議の上、これを定めるものとする。

外国人雇用対策の在り方に関する検討会
当面の主な検討事項

- (1) 外国人雇用の状況
- (2) 外国人失業者等に対するハローワークの対応
- (3) 外国人労働者の職場・地域における定着
- (4) 留学生の国内就職支援
- (5) その他外国人雇用対策に関する事項

(別紙2)

外国人雇用対策の在り方に関する検討会
構成員

- | | |
|---------|---------------------------|
| 阿部 博司 | (一社) 日本経済団体連合会労働政策本部 統括主幹 |
| 天瀬 光二 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構 副所長 |
| 漆原 肇 | 日本労働組合総連合会労働法制局局长 |
| 清田 素弘 | 日本商工会議所産業政策第二部 担当部長 |
| 九門 大士 | 亜細亜大学アジア研究所 教授 |
| 是川 夕 | 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部 部長 |
| ○ 酒井 正 | 法政大学経済学部経済学科 教授 |
| 佐久間 一浩 | 全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長 |
| 友原 章典 | 青山学院大学国際政治経済学部 教授 |
| ◎ 山川 隆一 | 明治大学法学部 教授 |

(五十音順・敬称略)